

野々市市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 2 月 26 日制定

令和 3 年 1 月 25 日改定

野々市市農業委員会

第 1 基本的な考え方

本市は、石川県のほぼ中央に位置し、北東部は金沢市、南西部は白山市に接した山や海のない全くの平坦地で、白山山系を水源とする手取川から取水される手取川七ヶ用水が貫流しており、水利・土壌条件に恵まれているため、水田農業が盛んに行われてきた。

しかし、近年、都市化や産業構造の変化によって、農業従事者の高齢化や後継者不足、農家人口や農地面積の減少が課題となっており、農地のさらなる効率的な利用が必要となっている。

そして、平成 28 年 4 月 1 日には農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

このことから、遊休農地の発生防止に努めていくとともに、農地中間管理事業等を活用しながら担い手への農地利用の集積・集約化に取り組むことが求められている。

特に、本市は市街化区域内の農地が 5 割弱を占めることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対応を図ることが必要である。

以上のような観点を踏まえ、第 7 条第 1 項に基づき、野々市市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて令和 5 年を目標とし、農業委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成 29 年 3 月)	286 ha	0 ha	0 %
3 年後の目標 (令和 2 年 3 月)	265 ha	0 ha	0 %
改定時の現状 (令和 2 年 3 月)	276 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和 5 年 3 月)	244 ha	0 ha	0 %

注1：「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

遊休農地が発生した場合は、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調

査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地が生じた場合は、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 3 月)	286 ha	133 ha	46.5%
3 年後の目標 (令和 2 年 3 月)	265 ha	146 ha	55 %
改定時の現状 (令和 2 年 3 月)	276 ha	117 ha	42.4%
目 標 (令和 5 年 3 月)	244 ha	123 ha	50 %

注 1 : 「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

注 2 : 「集積面積」は、担い手の農地利用集積状況調査における利用集積面積
平成 29 年 3 月は管内に本拠地を置く、担い手の総耕作面積を集計
令和 2 年 3 月以降は、担い手が耕作する管内の農地の耕作面積を集計

①担い手への農地利用集積の考え方

市内に遊休農地がないこと、兼業農家が多く現役で耕作している人が一定数いることをかんがみると、担い手に農地を集積・集約化することが必ずしも優良農地の確保に繋がるとは言い切れず、逆に集落機能の低下を招くおそれがあるため、地権者や耕作者の意思を尊重しながら集積を行う。

さらに、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が発生しないように、利用状況調査や農業委員としての日頃の相談活動において、農地の出上手や受け手からの意向を把握するように努める。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手
現 状 (平成29年 3 月)	272 戸 (12 戸)	12 経営体
目 標 (令和 5 年 3 月)	230 戸 (13 戸)	13 経営体

注 1 : 「総農家数 (うち、主業農家数)」は、2015年農林業センサスの数値

注 2 : 「担い手」には、野々市市第一次総合計画【中間見直し】の認定農業者の数値を記入している。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農地中間管理事業の推進に関する法律等の改正に伴い、「アンケートの実施」「現状把握（地域の状況の地図化）」「中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成」を要件とする実質化された人・農地プランの作成が求められたため、農業委員会として、その作成・見直し・運用に積極的に関与する。

また、農業委員としての日頃の相談活動においても、農地の出し手や受けてからの意向を把握するように努める。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、県、農地中間管理機構、農協等と連携し、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地や、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進

現状の担い手農家等の数や農業後継者の状況、遊休農地の発生状況等を考慮しつつ、必要に応じて、新規参入者の促進に努める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①情報収集及び相談体制の充実について

国・県・市、全国・県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協・担い手等と連絡を密にし、参入希望者（法人を含む）の情報収集に努めるとともに、相談体制の充実を図る。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員会は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入環境の整備を図るとともに、参入後も農業経営の意向をフォローし、地域の中心となる担い手として育成する。